

配偶者特別控除の早見表

パート収入	パート収入に所得税が	夫の所得金額から配偶者控除額を差し引くことが	夫の所得金額から配偶者特別控除額を差し引くことが
1,030,000円未満	かからない	できる	できない
1,030,000円			
1,030,001円以上1,410,000円未満	かかる	できない	できる
1,410,000円以上			できない

なる程！所得税

給与所得者は総収入から課税されるのではなく
 総収入から控除してよい金額が認められています。
 事業を行っている人に経費が認められるようなものですね

- 「給与所得控除」 65万円～ (総収入により控除される金額は変動しますが年間161万9千円までは65万円が適用されます)
- 「基礎控除」 38万円 (所得をした人全員に適用されます)
- 「配偶者控除」 38万円 (配偶者の年間収入金額が103万円以下の場合に適用されます)
- 「配偶者特別控除」 左表参照 (配偶者の年間収入金額が103万1円以上の場合に適用されます)
- 「扶養控除」 人数×38万円 (生計を共にする親族1人に付き適用されます)
- 「特定扶養親族」 人数×63万円 (昭和58年1月2日から平成2年1月1日までの間に生まれた者 年令16才以上23才未満のものを扶養している場合に適用されます)

配偶者特別控除の早見表

配偶者の「所得金額の合計額」			配偶者の「所得金額の合計額」		
以上	未満	控除額	以上	未満	控除額
380,001円	400,000円	380,000円	600,000円	650,000円	160,000円
400,000円	450,000円	360,000円	650,000円	700,000円	110,000円
450,000円	500,000円	310,000円	700,000円	750,000円	60,000円
500,000円	550,000円	260,000円	750,000円	760,000円	30,000円
550,000円	600,000円	210,000円	760,000円以上		0円

配偶者の収入が103万円超えると？

夫の年収 400万円 妻の年収103万円の場合

給与年収	400万円	103万円
給与所得控除	-134万円	-65万円
給与所得	266万円	38万円
基礎控除	-38万円	-38万円
配偶者控除	-38万円	
課税所得	190万円	0万円
所得税率	(10%)	(10%)
年間所得税	19万円	0円
特別減税	-(20%)	-(20%)
納税額	15万2千円	0円

夫の年収 400万円 妻の年収105万円の場合

給与年収	400万円	105万円
給与所得控除	-134万円	-65万円
給与所得	266万円	40万円
基礎控除	-38万円	-38万円
配偶者特別控除	-36万円	
課税所得	192万円	2万円
所得税率	(10%)	(10%)
年間所得税	19万2千円	2千円
特別減税	-(20%)	-(20%)
納税額	15万3千6百円	1千6百円

